

宮田村むらづくり基本条例に基づく議会の新たな取り組み(一例)

<p>第8条 (議会の役割及び責務) に基づく新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●むずかしい規則等を整理し、村民の皆さまにもわかりやすい議会運営に取り組みます。 	
<p>【キーワード】 行政の監視評価・積極的な政策提案・議員間の討議・村民への説明責任・公正性・透明性・信頼性・村民に開かれた議会運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度、行政の特定の事業と議会の現状と課題に関する評価や提言等をまとめ、村民の皆さまに結果を公表します。 ●すべての会議および資料を原則として公開します。 ●すべての議案について、議員の賛否を公表します。 ●情報発信機能を強化し、村民の皆さまへの広報活動を充実させます。 	
<p>第9条 (議員の役割及び責務) に基づく新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議員として守るべき政治倫理の基準を定めるとともに、違反した場合の対応策を整備します。 	
<p>【キーワード】 政治倫理・村民からの信頼確保</p>		
<p>第10条 (議会への村民参加) に基づく新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換会やアンケート等、村民の皆さまへの広聴活動を充実させます。 	
<p>【キーワード】 村民の意見把握・村民参加の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議会に提出される請願と陳情の取り扱い方法を明確に定め、村民の皆さまに公表します。 	
<p>第11条 (議会の機能強化) に基づく新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●参考人や公聴会の運用方法を明確に定め、運用します。 	
<p>【キーワード】 第8条を具現化するための機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑な課題を解決するため、専門家を活用する仕組みを構築します。 ●予算と決算の審査を強化するため、専門の委員会を設置します。 ●議会図書を誰でも利用できるようにします。 	
<p>第35条 (危機管理) に基づく新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に議会として迅速に対応するため、議員の行動等を定め、あらかじめ訓練を行います。 	
<p>【キーワード】 村民の安心安全・危機管理体制の整備</p>		